

## 公印確認証明を郵送申請される方へ

郵送にて申請される場合、下記のものが必要です。

1. 関係公文書原本（発行年月日から3ヶ月以内）
2. 申請書（記入方法については必ず下記の電話番号にお問い合わせ下さい）  
外務省大阪分室 06-6941-4700
3. 返信用封筒  
証明後に返送致しますので、郵送申請手続きを行う人の住所、氏名を記載した返信用封筒（返信切手付）を同封して下さい。  
尚、郵送には、往復とも簡易書留を使用して下さい。

（注意）身分事項に関わる証明書については、本人による申請を原則とします。  
やむを得ない事情のある方については、代理人を通じて申請できますが委任状が必要です。

### 公 印 確 認 申 請 書

在本邦 大使館 領事館 の領事認証を下記の書類に

取得するため、同書類公印の確認を申請します。

平成 年 月 日

あなたの氏名（署名）  
（及び所属会社名）

個人用  
業務

電 話

事件本人氏名				
書 類	種 類	1. 戸籍簿（抄）本	4. 警 察 証 明	7. 婚姻要件具備証明書
		2. 卒 業 証 明	5. 公 証 人 認 証 書	8. 届受理・記載事項証明
		3. 成 績 証 明	6. 登 記 簿 本	9.
	公 印 名			
	番 号、日 付			通 数
使 用 目 的				
備 考 （記 人 不 要）				

注意： この確認は、在本邦外国公館が領事認証を付与するに当り、外務省に当該書類に押された公印の確認の要請があつた場合に限り行うものですから、これ以外の場合には申請できません。万一、証明が発給されたとしてもそれは無効となります。